

●香川県告示第193号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和5年7月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

令和5年度香川県ひとり親世帯等実態調査

(2) 目的

香川県ひとり親家庭等自立促進計画を策定するに当たり、県内のひとり親家庭等の実態を把握し、今後の母子父子寡婦福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 母子世帯

令和5年8月1日現在、県内に住所を有し、現に児童を扶養している配偶者のいない女子とその児童からなる世帯（児童は、児童扶養手当受給者の児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）

(2) 父子世帯

令和5年8月1日現在、県内に住所を有し、現に児童を扶養している配偶者のいない男子とその児童からなる世帯（児童は、児童扶養手当受給者の児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）

(3) 寡婦

令和5年8月1日現在、県内に住所を有し、現に20歳未満の児童を扶養しておらず、かつ配偶者のいない女子で、かつて母子世帯の母として児童を扶養していたことがある者

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

子どもと家庭の状況、仕事の状況、家計の状況、養育費の取決め状況、面会交流の取決め状況、住宅の状況及び福祉制度の利用状況

(2) 基準となる期日

令和5年8月1日

4 報告を求める者

(1) 母子世帯

児童扶養手当受給資格者台帳から無作為抽出した母子世帯の母3,000名

(2) 父子世帯

児童扶養手当受給資格者台帳から無作為抽出した父子世帯の父360名

(3) 寡婦

平成31年3月末に年齢18歳到達で資格喪失をした者に係る児童扶養手当受給資格者台帳から無作為抽出した寡婦250名

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 母子世帯

市町が調査票を配布し、郵便により回収する。

(2) 父子世帯

市町が調査票を配布し、郵便により回収する。

(3) 寡婦

県が調査票を配布し、郵便により回収する。

6 報告を求める期間

令和5年8月1日から同年9月15日まで